

〔別紙1〕

令和6(2024)年度栃木県DX研修業務委託仕様書

栃木県総合政策部デジタル戦略課

1 業務名

令和6(2024)年度栃木県DX研修業務委託

2 契約期間

契約締結の日から令和6(2024)年11月20日まで

3 業務目的

昨今の新型コロナウイルス感染症の大流行とその対応において、デジタル化の遅れなど日本社会が抱える構造的な課題が浮き彫りとなり、「新たな日常」を構築し、誰一人取り残さない共生社会実現のための手段として、制度や組織の在り方等を、デジタル技術を活用して変革していく、社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)が求められている。

このような中、国は、自治体DX推進計画において、自治体全体として足並みを揃えて取り組んでいくための役割として都道府県による市区町村支援を掲げており、本県においても、令和3年に策定した「とちぎデジタル戦略」において、市町支援も含めて、行政のデジタル化を加速させることとしている。

情報インフラや業務環境が大きく変わっていくことを踏まえ、市町がDXを推進していくために必要とされる職員の意識変革を進めるほか、業務の進め方をデジタル前提で見直すためのデジタルリテラシーや、デジタルを活用した利用者目線による施策立案等の実践能力を高める研修を、市町職員に実施することを目的とする。

4 本業務の実施体制等

(1) マネージャーの選任

ア 受託者は、本業務を実施するに当たり、受託内容全体の調整を行うマネージャーを設置すること。

なお、円滑かつ確実な事業執行に資するため、企画提案提出時点でマネージャーを指名するものとし、特段の事情がない限り、原則として変更しないものとする。

イ マネージャーは、DXの実現に向けた国内外の情勢等を踏まえ、業務プロセスの改善や情報システム、各種アプリケーションなどに関する知見を有し、市区町村において、DXに関する豊富な研修実績を持つ者であること。

ウ マネージャーは、受託内容に係る総合的支援を担うため、本業務の経過内容等全般を常に把握し、円滑な業務遂行のために定期的に県と連絡調整を図ること。

(2) 実施体制

以下の体制を構築すること。

- ア 当該業務に係る会議や打合せは、1回当たり1時間程度、対面又はWeb会議システムを使用し実施する。なお、実施時期や回数（15回程度を想定）については、県の要請に応じ対応できる体制を整えることを前提に、県・受託者双方協議の上で決定するものとする。
- イ 上記の会議や打合せ以外に必要な調整事項がある場合は、チャットツール等により適宜対応できる体制を整えること。（チャットツール等の選定は、受託者決定後、県と協議の上決定する。）
- ウ 会議や打合せ内容が業務従事者以外に知られることがないように、対策を講ずること。

(3) 費用負担等

- ア 本業務に係るコンサルティング・調査・報告・交通費・資料作成等の一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。
- イ 受託者が使用するWeb会議の実施に必要な設備及び機器（パソコン、カメラ、マイク等）は、受託者の費用と責任において用意するものとする。

5 業務内容

以下の業務を実施すること。

(1) 研修内容

ア 基礎研修

市町への事前調査において、特に要望が多かった分野・課題について、受講者が利用者目線で業務の改善等に取り組むことができるように、以下の研修を実施するものとする。

※ 当該研修においては、「庁内業務効率化」、「住民手続」、「広報」を扱うものとする。

(ア) 対象者

- 市町職員 75名程度。（市町職員の希望確認は、県が行うものとする。）

(イ) 実施方法

- 受講者を1組25名程度に分けてワークショップを実施すること。（1日を想定。）
- ワークショップにおいては、他自治体のDX実践例を数例取り上げるほか、グループワークを設けること。また、受講者のデジタルリテラシーが向上するように実施方法について工夫すること。
- ワークショップは、Web会議システムを利用したオンライン形式で実施すること。

※ 研修に利用するWeb会議システムの選定は、受託者決定後、県と協議の上決定する。

(ウ) 開催日数・開催時期

- 3日（1テーマにつき、6時間/1日開催を想定）・7月に開催する。なお、受講希望者数によっては、日程を短縮する可能性がある。

イ 実践研修

基礎研修で扱った分野・課題について、受講者が課題解決に向けたプロセスと、デジタルを活用した利用者目線による施策立案手法を習得できるように、以下の研修を実施するものとする。

(ア) 対象者

- 市町職員 75名程度。（市町職員の希望確認は、県が行うものとする。）

(イ) 実施方法

- 受講者を1組25名程度に分けてワークショップを実施すること。（1日を想定。）
- ワークショップにおいては、受講者が実務で生じた課題を正確に捉える能力強化を図るほか、グループワークを設けること。
- ワークショップは、集合形式で実施すること。

(ウ) 開催日数・開催時期

- 3日（1テーマにつき、6時間/1日開催を想定）・基礎研修実施後、8月上旬までに開催する。なお、受講希望者数によっては、日程を短縮する可能性がある。

(2) 研修の効果検証

本事業全体の効果について、受講した市町職員に対し、県と協力してアンケート等を行うことにより、その効果を検証するとともに必要な改善を提案すること。

なお、効果検証は、以下の時期に実施するものとする。

ア (1) ア「基礎研修」実施後に1回、研修の理解度等に関するアンケートを実施した上で効果検証を行う。

イ (1) イ「実践研修」実施後に1回、研修の理解度等に関するアンケートを実施した上で効果検証を行う。

ウ 11月上旬頃に1回、研修受講後に取り組んだDX（取り組む予定も含む）等に関するアンケートを実施した上で委託業務全体の効果検証を行う。

6 スケジュール

次のとおり想定している。

6月	7月				8月	9月	10月	11月	12月
	基礎研修 ワークショップ	基礎研修 効果検証	実践研修 ワークショップ	実践研修 効果検証				委託業務 全体 効果検証	

7 業務報告、成果品等

以下の報告及び成果品等を提出すること。

(1) 進捗状況報告

4 (2) アで定める会議や打合せのうち、県・受託者双方が記録することが必要と認識したものについては、受託者が記録を作成し、双方確認の上、作成した電子データ（Microsoft Office 製品等で作成した文書ファイル又は PDF ファイル）を県に提出すること。

(2) 成果品

研修の実施方法及び成果をまとめた報告書の電子データ（Microsoft Office 製品等で作成した文書ファイル又は PDF ファイル）を県に提出すること。なお、提出に際しては以下の資料を添付すること。

➤ 本研修において受講者に示した説明資料。

8 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報及び発注者から提供した資料等について、情報漏洩を防止するための適切な措置を講ずるものとし、また第三者に漏らしてはならない。契約解除後、業務完了後も同様とする。
- (2) 受託者は、県の承認を受けずに本業務を第三者に再委託してはならない。なお、主たる業務部分の再委託は禁止する。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議の上解決を図るものとする。